

最新情報かわら版

皆様、ますます充実した日々をお過ごしのことと存じます。今回のかかわら版は、「新たに加える生命保険の経理処理」について、リスクマネジメント部が担当致します。

新たに加える生命保険（定期・第三分野）の経理処理が変わります！

販売合戦が過熱した節税保険に対し、国税庁は「保険業界とのいたちごっこを解消したい」として、法人税基本通達 9-3-5 の 2 を追加しました。昭和 55 年以来の大幅改正となりましたので、今後、生命保険に加える際は、注意が必要です。

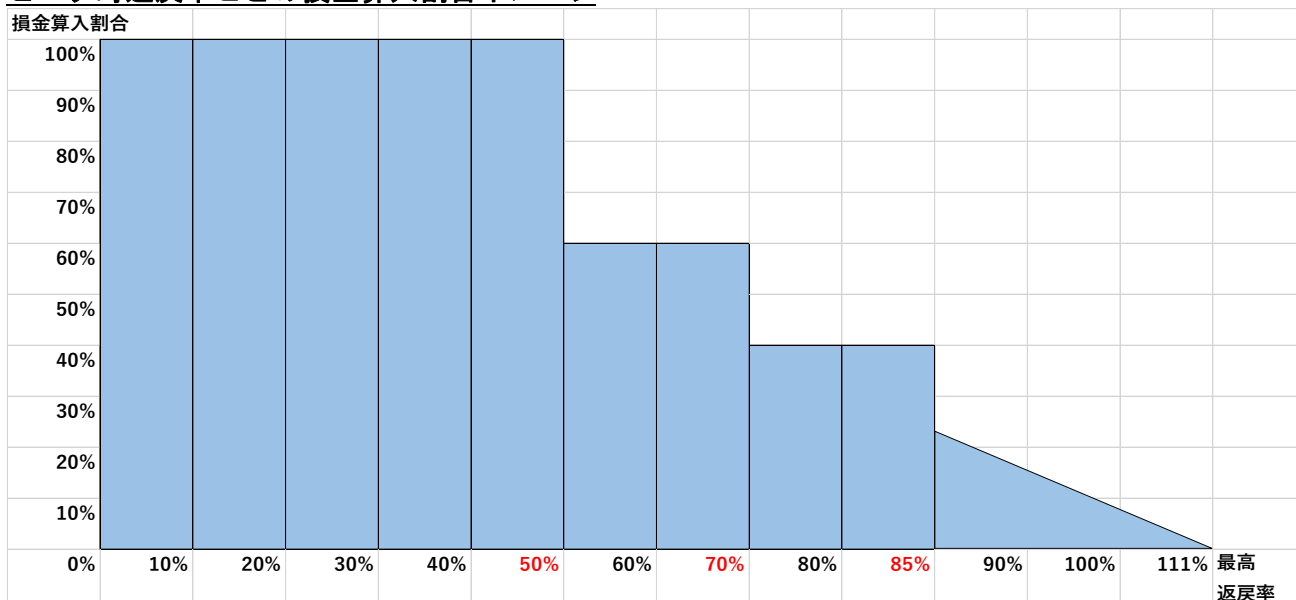
【新ルール適用開始】

定期保険：令和 1 年 7 月 8 日以降の契約からです。

第三分野保険：令和 1 年 10 月 8 日以降の契約からです。

最高解約返戻率	資産計上額割合	資産計上期間	取り崩し期間
50%以下	資産計上不要(全額損金)		
50%超-70%以下	4割(6割損金)	前半の4割	3/4の期間経過後均等取り崩し
70%超-85%以下	6割(4割損金)		
85%超	当初10年 最高返戻率×0.9 11年目以降 最高返戻率×0.7 *高い返戻率ほど損金算入割合は少なくなります。	①保険期間開始～最高解約返戻率となる期間 ②ただし、年換算保険料相当額の増加割合が0.7以上の期間がその後もあればその期間も資産計上 ①または②の期間が5年未満の場合は5年間 保険期間10年未満の場合は保険期間の1/2期間	解約返戻金額が最も高い金額となる期間の翌期から均等取り崩し

ピーク時返戻率ごとの損金算入割合イメージ



【第三分野保険（医療保険・ガン保険等）】

保険期間が終身であっても解約返戻金がない（あってもごく少額）、かつ、一被保険者につき年間保険料 30 万円以下の場合支払日の属する事業年度の損金の額に算入することを認められます。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350